

石綿(アスベスト)についてのQ&A

目次

1 大気環境関係

- ① 石綿(アスベスト)とはどのようなものなのですか
- ② 石綿(アスベスト)とはどのようなところで取扱われていますか
- ③ 石綿(アスベスト)を扱っている工場は近所にあるのでしょうか
- ④ 過去石綿(アスベスト)を扱っていた工場は近所にあるのでしょうか
- ⑤ 石綿(アスベスト)を扱う工場から周辺へ飛散することはないのでしょうか
- ⑥ 吹付けた石綿が飛散することはないのでしょうか
- ⑦ 解体工事を考えているが、アスベストがあるかどうかはどのように調べればよいのでしょうか
- ⑧ アスベストを含む建物を解体する時はどのような対策や手続きを行えばよいのでしょうか
- ⑨ アスベストを含む建築物を解体する時にはどのような業者に依頼すればよいですか
- ⑩ 建物の解体時に石綿(アスベスト)が飛散することはないのでしょうか

2 健康関係

- ① アスベストによる健康影響にはどのようなものがありますか
- ② アスベストを吸入したかどうかわかりますか
- ③ アスベストによる健康相談はどこで行われていますか
- ④ グラスウールやロックウールには健康への影響はないのでしょうか

3 石綿含有製品関係

- ① 水道管に石綿セメント管が使用されていると聞いたのですが、水道水への影響はないのでしょうか
- ② 石綿を使用したスレート波板からも石綿粉じんが飛散しますか
- ③ 蚊取線香の燃焼皿などに使用しているマットにアスベストが含まれていますか
- ④ ベビーパウダーにアスベストが使用されていますか
- ⑤ 豆炭あんか・こたつにアスベストが使用されていますか
- ⑥ 都市ガス設備のパッキン類にアスベストは含まれていますか

4 廃棄物関係

- ① 石綿(アスベスト)を含む建材等廃棄物はどのように処理されているのでしょうか
- ② 建物等の解体工事で、壁等に吹き付けられた石綿を剥ぎ取った廃棄物は、どのように処理されているのでしょうか

1 大気環境関係（環境政策課）

① 石綿（アスベスト）とはどのようなものなのですか

石綿は天然の鉱物繊維です。熱に強い、摩擦に強く切れにくい、また酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。

呼吸により肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て肺の病気を引き起こすおそれがあります。

② 石綿（アスベスト）とはどのようなところで取扱われていますか

吹付け石綿は、おおむね昭和30年頃から昭和50年頃まで、ビル等の建築工事において保温断熱等の目的で使用されており、昭和50年以降もそれまでに生産された建材を使用した建築物の場合等は、使用されている可能性があります。また、吹付けロックウールも同様の目的で使用され、昭和55年より前ではアスベストを含有して施工されている場合が、昭和55年以降の施工でもアスベストが含有されている可能性があります。

国内の使用量の約80%は石綿スレート、石綿セメント板等の石綿含有建築材料として使用され、そのほか、ブレーキライニングやブレーキパット、防音材、断熱材、保温材など広範囲に使用されていました。しかしながら、青石綿、茶石綿は有害性が高いことから平成7年4月に使用禁止になり、さらに、白石綿も平成16年10月から一部の製品を除いて使用禁止になりました。

③ 石綿（アスベスト）を扱っている工場は近所にあるのでしょうか

山口県内においては、現在大気汚染防止法に基づくアスベストについての届出対象施設は次の3事業所です。ここではアスベストを含む製品の加工(カッティング等)を行っています。

玖珂郡玖珂町	平田パッキン工業(株)山口工場
周南市	(有)中国パッキン製作所
下関市	(有)勝山製作所

④ 過去石綿（アスベスト）を扱っていた工場は近所にあるのでしょうか

山口県内においては、大気汚染防止法に基づくアスベストに関する対象施設が8事業場ありました。

西から、下関市の下関パッキング(株)棕野工場と(有)勝山製作所、宇部市のウベボード(株)宇部工場、山口市の積水ハウス(株)山口工場、周南市のトクスレ化健(株)本社工場と(株)中国パッキン製作所、熊毛郡平生町の茨木塗料(株)柳井工場、玖珂郡玖珂町の平田パッキン工業(株)山口工場です。

現在、(有)勝山製作所、(有)中国パッキン製作所及び平田パッキン工業(株)山口工場以外の5事業場ではアスベストを含む製品の製造や加工をすでに廃止しています。

⑤ 石綿（アスベスト）を扱う工場から周辺へ飛散することはないのでしょうか

通常ではアスベストを含む製品の製造時、また加工時(カッティング等)において飛散する可能性があります。しかし、このような工場では外部へ飛散することがないように設備を設置しており、かつ工場の敷地境界でアスベストの飛散量を定期的に測定しています。

県の測定においても、基準を超過したことはありません。

⑥ 吹付けた石綿が飛散することはないのでしょうか

表面の破損部分や摩耗部分等から石綿繊維が空中に飛散する可能性がありますので、劣化損傷等が認められた場合、除去、封じ込め、囲い込み等の飛散防止対策措置を講じる必要があります。

⑦ 解体工事を考えているが、アスベストがあるかどうかはどのように調べればよいのでしょうか

石綿が使用されている可能性のある建築物の解体工事等を行おうとするときは、建築物の所有者（あるいは解体工事の施工者）は、建築物の解体前に吹付け石綿が使用されているか否かの事前調査を行う必要があります。

まずは、設計図書による調査を行い、その結果、吹付け石綿が使用されている可能性があれば、現場目視による調査を実施しますが、設計図書による調査、現場目視による調査は、あくまでも石綿の使用の有無について特定の日安となる手法であるため、使用の有無を特定するためには分析調査を行う必要があります。

※ 県庁ホームページ アスベスト使用実態調査 参照

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/seisaku/asbestos/chosa.htm>

⑧ アスベストを含む建物を解体する時はどのような対策や手続きを行えばよいでしょうか

アスベストを含む建築物を解体する場合には「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」「廃棄物処理法」「建設リサイクル法」による規定があります。

個別に関する詳細は、各機関にお問い合わせください。

県庁ホームページ 石綿を含む建築物の解体工事等に関する関係法令について
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kanri/kaitaikankei01.htm>

⑨ アスベストを含む建築物を解体する時にはどのような業者に依頼すればよいですか

解体工事そのものは、建設業の許可か解体工事業の登録を有している業者で施工できますが、アスベストに関する各関係法令を理解し、それらの規定・基準を遵守できる設備・能力を有しているかどうか確認して依頼してください。

※ 県庁ホームページ アスベスト使用実態調査 参照
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/seisaku/asbestos/chosa.htm>

⑩ 建物の解体時に吹き付け石綿（アスベスト）が飛散することはないのでしょうか

建物の解体時は吹付けアスベストが飛散することがないように、また解体者がアスベストを吸い込むことがないように規制が強化されています。また、解体に伴って排出される廃棄物は特別管理産業廃棄物として適正に処理することが義務づけられています。

このような作業を実施する際は、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」により届出等が定められていますので、手続き等については、最寄りの保健所、土木(建築)事務所、労働基準監督署等へお問い合わせください。

注：保健所への届出対象は500m²以上の特定耐火建築物等で吹付け石綿の面積が50m²以上の建物

【資料】環境庁大気保全局「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
(平成9年2月)

2 健康関係（健康増進課）

① アスベストによる健康影響にはどのようなものがありますか

アスベストの繊維は、肺繊維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています（WHO（世界保健機構）の報告による）。

アスベストによる健康被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。

例えば、肺がんは15～40年、またはそれ以上という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされています。

仕事を通してアスベストを扱っている人、あるいは扱っていた人は、その作業方法にもよりますが、アスベストを扱う機会が多いことになりますので、定期的に健康診断を受けるようにしましょう。現に仕事で扱っている人（労働者）は、事業主にその実施義務があります。（労働安全衛生法）

アスベストを吸うことにより発生する疾病としては次のものがあります。労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

① アスベスト（石綿）肺

肺が繊維化してしまう肺繊維症（じん肺）という病気の一つです。肺の繊維化を起こすものとしてはアスベストのほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、アスベストのばく露によっておきた肺繊維症を特にアスベスト肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれています。アスベストばく露をやめたあとでも進行することもあります。治療法は知られていません。

② 肺がん

アスベストが肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

③ 悪性中皮腫（あくせいちゅうひしゅ）

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。（進行が早く、予後が悪い疾患です。）若い時期にアスベストを吸い込んだ人のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は20～50年（およそ40年に発症のピークがあります）といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

④ 良性石綿胸膜炎

胸膜腔内に滲出液が生じるもので、半数近くは自覚症状が無く、症状がある場合は咳嗽、呼吸困難の頻度が高いといわれています。

⑤びまん性胸膜肥厚

呼吸によって肺が膨らむときに便利のように臓側胸膜と壁側胸膜は本来癒着しておりませんが、良性石綿胸膜炎が発症するとそれに引き続き胸膜が癒着して広範囲に硬くなり、肺のふくらみを傷害し呼吸困難をきたします。胸部X線写真上胸膜の肥厚を認めるようになりますが、この状態をびまん性胸膜肥厚といいます。

② アスベストを吸入したかどうかわかりますか

アスベストを吸入したかどうか、すぐに確認できる方法はありません。

アスベストを加工する事業所や、建物の解体を行う事業所での勤務歴がある方には、職業性ばく露の可能性があります。一般環境では、通常、アスベストに大量吸引する機会はありませんが、アスベストを吹き付けた建物などに出入りするうちに、アスベストを吸入することがあります。

③ アスベストに関する健康相談はどこで行われていますか

アスベストを吸い込んだ可能性のある方や呼吸困難や咳、胸痛などの症状がある方、その他特にご心配な方は専門病院に相談されることをお勧めいたします。

アスベスト取扱の職歴のある方は、お勤めであった事業所や、山口産業保健推進センター(厚生労働省関係機関) (083-933-0105) への相談をお奨めします。

その他、各健康福祉センター(保健所)、下関市保健予防課でも相談窓口を設置しています。

④ グラスウールやロックウールには健康への影響はないのでしょうか

グラスウールやロックウールは発ガン性はないと考えられています。

国際がん研究機関による発ガン性における安全性の分類によると、グラスウール、ロックウール共に「人に対して発ガン性を分類できない」と評価されており、同じグループでは、健康によいとされている「お茶」が含まれています。

3 石綿含有製品関係

① 水道管に石綿セメント管が使用されていると聞いたのですが、水道水への影響はないのでしょうか

日本では、1985年9月より石綿セメント管の製造は停止されております。

水道管については、現在、送・配水管等の一部の水道管で、石綿管を使用しているところもありますが、その水を飲むことによる健康影響は無視して差し支えないものとされています。

なお、各市町村では、計画的にダクタイル鋳鉄管等、他の管に更新されていますので、石綿管の使用状況等については、最寄りの水道局（市町村の水道担当課）へお尋ねください。

② 石綿を使用したスレート波板からも石綿粉じんが飛散しますか

スレート波板のようなアスベスト成形板は、通常の使用状態においては表面が安定しており、物理的な衝撃などを加えない限り、アスベストの空気中への飛散はないといわれています。

しかし改修工事や解体工事に伴い成形板を破壊したりすると、吹き付けアスベストやアスベスト保温材よりは少ないものの、アスベストが飛散する可能性があります。

アスベスト成形板を加工等される場合は、専門業者に御相談ください。

【参考】住宅に関する石綿（アスベスト）についてのQ&A⑧（山口県住宅課）

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/jutaku/ishiwata.htm>

③ 蚊取線香の燃焼皿などに使用しているマットにアスベストが含まれていますか

現在市販されている蚊取線香の燃焼皿等を使用しているマット・ネットについては、アスベスト（石綿）は使用されておられません。

材質は不燃性のガラス繊維（グラスウール）ですので安心してお使いください。

詳しくは各メーカーにお問い合わせください。

グラスウールの安全性について詳しくはこちらへ

（硝子繊維協会ホームページ）

<http://www.glass-fiber.net/index.html>

④ ベビーパウダーにアスベストが使用されていますか

現在市販されているベビーパウダーには、アスベストは使われていません。

ベビーパウダーは、昭和62年にパウダーの原料であるタルクの不純物として、アスベストが検出されたという報道がなされ、社会問題となりました。

当時の労働省産業医学総合研究所の調査によると、11社19製品を調査し、5社5製品のベビーパウダーにアスベストの混入が認められました。

現在、ベビーパウダーに原料として使用されるタルクは、厚生労働省より通達された試験法において、アスベストの混入のないことを確認することが義務付けられております。

※ タルクは滑石（かっせき）とよばれる鉱物を粉碎加工して作られるものです。

優れた白色度と滑らかな感触から、化粧品を始めとして製紙、食品添加物など身近な製品に広範囲に使用されています。

⑤ 豆炭あんか・こたつにアスベストが使用されていますか

日本煉炭（れんたん）工業会は、加盟の5社（(株)十全商会、橋本産業(株)、シナネン(株)、(株)ミツウロコ、(株)ミスジ）の豆炭こたつや豆炭あんかにアスベストを使ったことはない、とする見解を発表しています。

詳しくは各メーカーにお問い合わせください。

⑥ 都市ガス設備のパッキン類にアスベストは含まれていますか

都市ガス設備のパッキン類については、樹脂で固められた非飛散性のものなどを使用しており石綿が空気中に飛散する恐れはありません。

なお、一般家庭においては、一部の強化ガスホース継ぎ手パッキンに石綿含有製品が使用されていますが、新たに使用するものについては平成18年3月末までに非アスベスト製品に代替する予定です。また、一部のガス栓類のパッキンにも石綿含有製品が使用されていましたが、すでに平成17年8月に代替化が完了し現在は使用されていません。これらのパッキンは、いずれも樹脂で固められた非飛散性のものなどを使用しており石綿が空気中に飛散する恐れはありません。

詳しくは各都市ガス営業所等にお問い合わせください。

平成17年 9月 8日公表 社団法人 日本ガス協会

<http://www.gas.or.jp/default.html>

4 廃棄物関係（廃棄物・リサイクル対策課）

① 石綿（アスベスト）を含む建材等廃棄物はどのように処理されているのでしょうか

石綿を含むスレート等の建材等廃棄物は飛散する恐れがなく、廃棄物処理法に基づき埋立処分など適正に処理されています。

② 建物等の解体工事で、壁等に吹き付けられた石綿を剥ぎ取った廃棄物は、どのように処理されているのでしょうか

廃棄物処理法に基づき、飛散しないよう耐水性の材料で2重に梱包したり、または、固型化した上で、溶融処理や埋立処分など適正に処理されています。

【参考資料】

- 建築物からの石綿粉じん対策パンフレット（厚生労働省・労働局・労働基準監督署）
- 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html> より
 - ・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握の方法について」（地方自治体向け手引き）
 - ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（事業者向け手引き）
 - ・「私たちの環境とアスベスト」（一般啓発用パンフレット）